

ととぞ、

〔筆のすさび〕一雷臍を取るといふ事。雷の臍をとるといひて、小兒などを警むるは、雷震のときは、俯伏するものは死せず、仰卧する者は、かならず死するによりてなり。失火の烟たちこめて、息をつぎがたき時は、土を舐れといふも、同じをしへなり。

〔甲子夜話十〕谷文晁ノ云シト又傳ニ聞ク、雷ノ落タルトキ、其氣ニ犯サレタル者ハ、廢忘シテ遂ニ痴トナリ。醫藥驗ナキモノ多シ、然ニ玉蜀黍ノ實ヲ服スレバ忽愈、或年高松侯ノ廐ニ震シテ馬ウタレ死ス、中間ハ乃廢忘シテ痴トナル。侯ノ畫工石脇ト云モノハ、文晁ノ門人ナリ、來テコレヲ晁ニ告グ、晁因テ玉蜀黍ヲ細剗シテ與ルニ、一服ニシテ立ドコロニ平愈ス、又後晁本郷ニ雷獸ヲ蓄モノアリト聞キ、其貌ヲ真寫セントシテ、彼シコニ抵リ就テ寫ス、時ニ畜主ニ問フ、此獸ヲ養フコト何年ズ、答フ二三年ニ及ブ、又問フ何ヲカ食セシム、答フ好テ蜀黍ヲ喰フト、晁コノ言ヲ不思議トシテ人ニ傳フ、イカニモ理外ノコトナリ。

霹靂木

〔新撰字鏡〕雨霹靂

雷乃不女留木

力狄二反

〔日本書紀推古十三〕二十六年、是年遣河邊臣名於安藝國令造船至山覓舶材、便得好材、以名將伐、時有人曰、霹靂木也、不可伐。河邊臣曰、其雖雷神豈逆皇命耶、多祭幣帛遣人夫令伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案劔曰、雷神無犯人夫、當傷我身而仰待之、雖十餘霹靂不得犯。河邊臣卽化少魚以挾樹枝、卽取魚焚之、遂修理其船、

〔文德實錄〕仁壽三年四月甲戌大内記從五位下和氣朝臣貞臣卒略中貞臣爲人聰敏質朴少華性ひけり、御生質光明後雷をおそれ給ふに、これも性偏なる處より、がくはあるとて、雷はげしかりけ

畏雷